

# 令和4年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

## 1 中山間地域等直接支払制度とは

中山間地域等では、農業の生産条件が不利なことに加え、担い手の減少や高齢化の進行により、荒廃農地の増加など、地域が持つ多面的機能の低下が心配されています。

このため、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するという観点から、平成12年から「中山間地域等直接支払制度」が導入され、平成27年からは、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払とともに、「日本型直接支払制度」として「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいて実施されることとなりました。

この制度は、生産条件が不利な地域の生産コストを交付金で補うことで荒廃農地の発生を防ぎ、農業・農村の持つ多面的機能を維持することを目的としており、現在、第5期対策（令和2年度～令和6年度）が実施されています。

## 2 実施状況の公表

本制度では毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手の定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況など交付金の実施状況を公表することとされています。

今回、県内における令和4年度の実施状況を取りまとめましたので、公表します。

## 3 実施状況

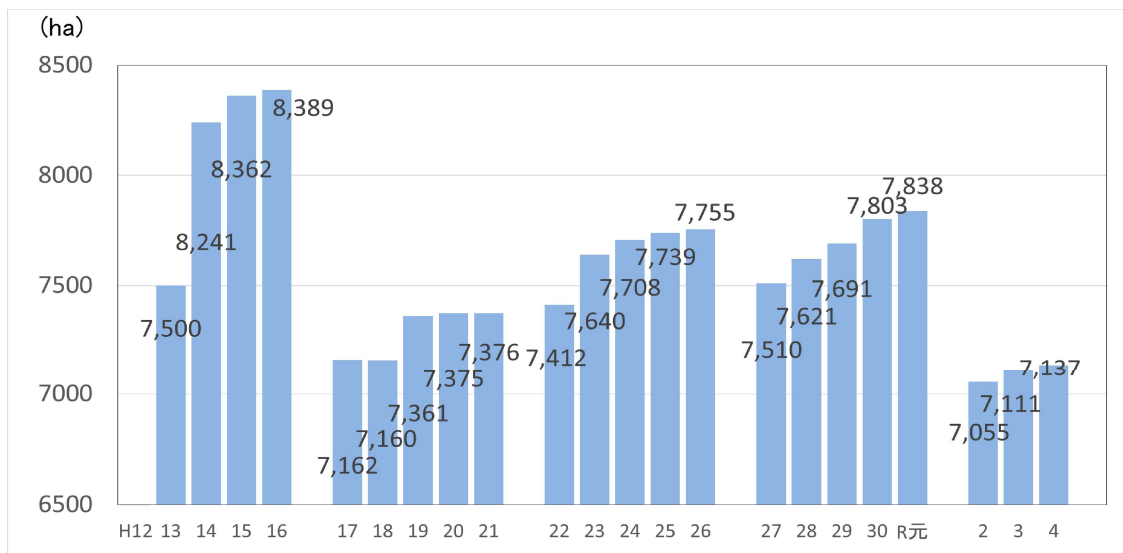
### (1) 集落協定の締結状況及び各集落等に対する交付金の交付状況

令和4年度の実施市町村数は26（対前年度同数）、協定数は636（同2増）、協定面積は7,137ha（同26ha増）となりました。

協定面積の地目別内訳としては、田が6,376ha、畑が694ha、草地が2ha、採草放牧地が65haで、田が全体の約9割を占める結果となりました。

また、交付金額は約7億6千万円で、1協定あたりの平均は約119万円、協定参加者1人当たりの平均は約5万円となっています。

（協定面積の推移）



## (2) 協定による農用地の維持・管理等の実施状況

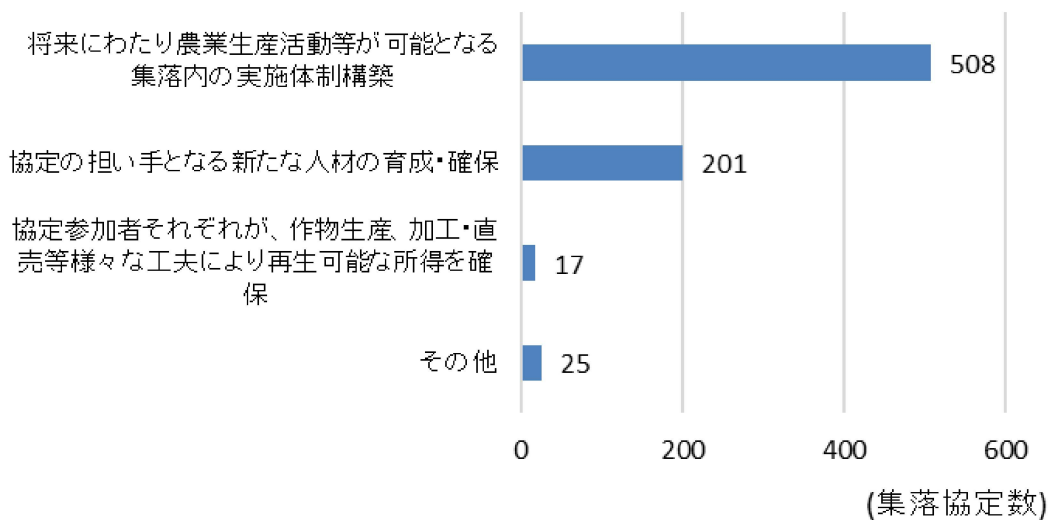
### ア 集落マスタープランの内容（必須事項）

集落協定は、集落の実情を踏まえた目指すべき将来像やその将来像を実現するための活動方策等を定める集落マスタープランを作成することになっています。

#### (ア) 目指すべき将来像

目指すべき将来像としては、「将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築」が最も多く、508協定となっています。

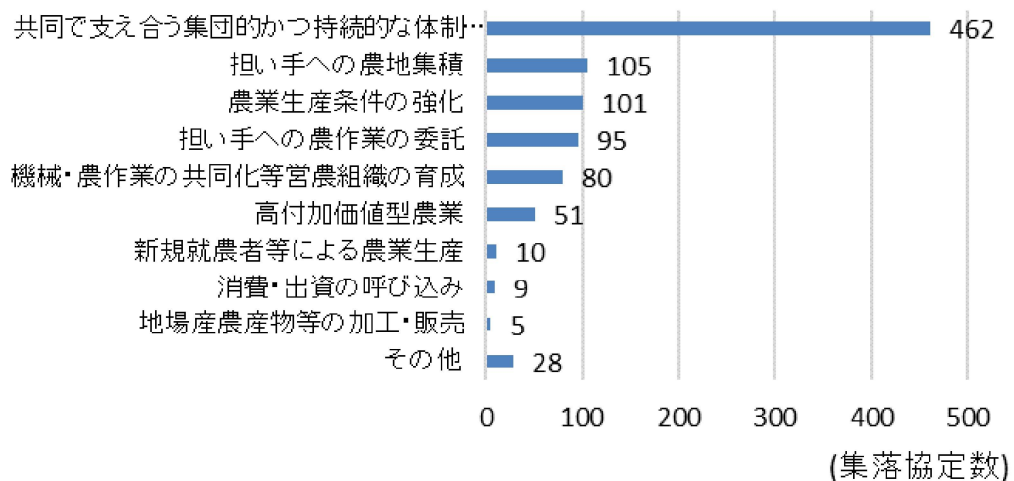
### 目指すべき将来像



#### (イ) 将来像を実現するための活動方策

将来像を実現するための活動方策としては、「共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備」が最も多く、462協定で取り組んでいます。

### 将来像を実現するための活動方策

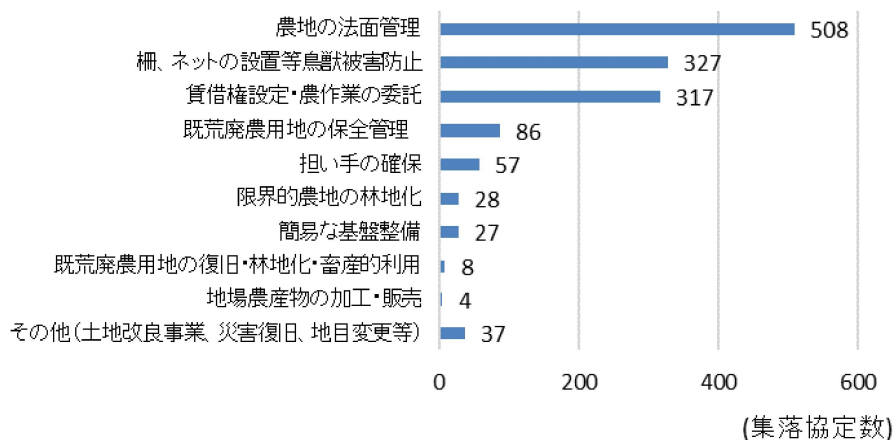


## イ 農業生産活動等（必須事項）

### （ア）耕作放棄の防止等の活動

耕作放棄の防止等の活動としては、「農地の法面管理」が最も多く、508協定で取り組んでいます。（複数項目に取り組む協定があります。以下、同じ。）

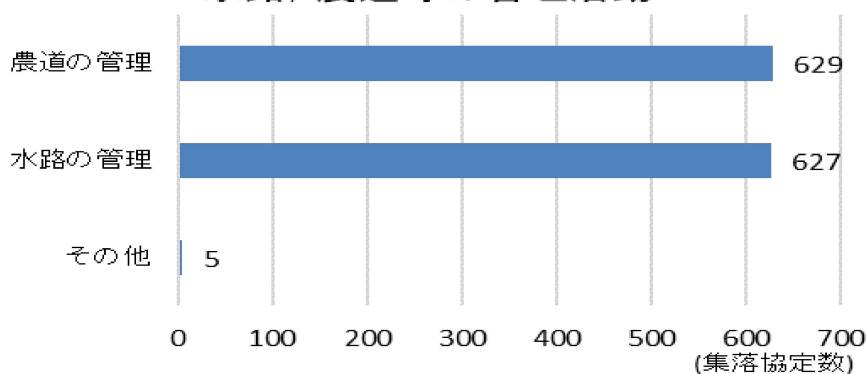
#### 耕作放棄の防止等の活動



### （イ）水路、農道等の管理活動

「農道の管理」は629協定、「水路の管理」は627協定で取り組んでいます。

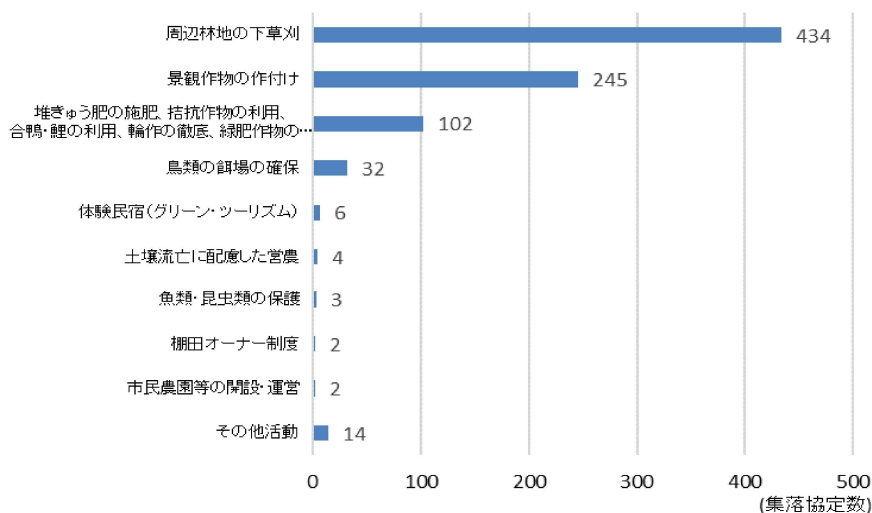
#### 水路、農道等の管理活動



### ウ 多面的機能を増進する活動（選択的必須事項）

多面的機能を増進する活動としては、「周辺林地の下草刈」が最も多く、434協定で取り組んでいます。

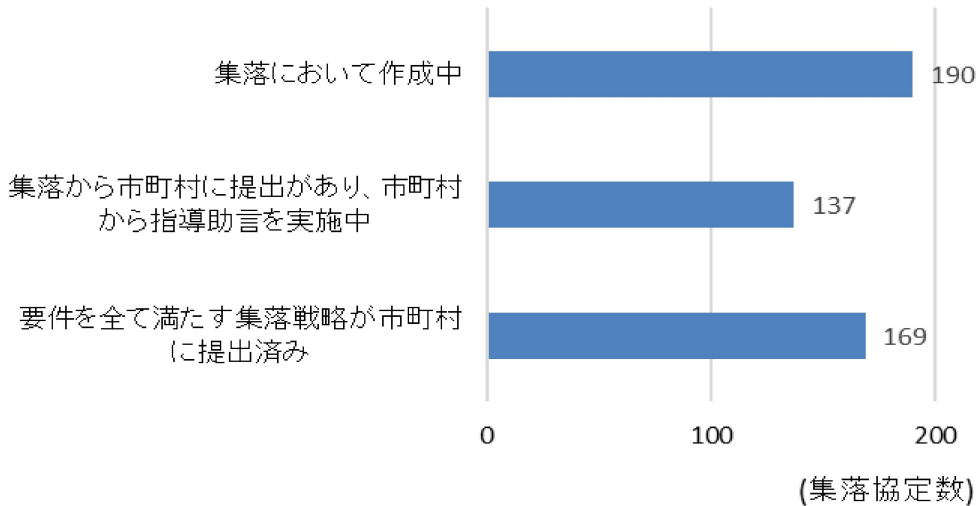
#### 多面的な機能を増進する活動



## エ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

集落協定636協定のうち、496協定が農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項である集落戦略の作成に取り組んでおり、国が定める交付単価の交付を受けています。（取り組まない場合は国が定める交付単価の8割で交付。）

### 集落戦略の作成



(3) 生産性向上、担い手の定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況  
加算措置への取組状況としては、生産性向上加算に取り組む集落協定が最も多く、53協定772haにおいて取り組んでいます。

### 加算措置の取組状況

